

トレーニング室回数券と駐車場プリペイドカードの返金対応について（ご案内）

（公財）横浜市スポーツ協会が管理するスポーツセンターでは、お客様の利便性向上を図るため、トレーニング室回数券及び駐車場プリペイドカード（9施設のみ）を導入しています。

この回数券並びにプリペイドカードは、令和4年3月31日までの最大有効期限でしたが、新型コロナウイルス感染防止やワクチン接種会場となった影響で臨時休館となり、利用できない期間がありました。

そこで、有効期限のある回数券等を購入したお客様が不利益にならないように、令和5年3月31日まで返金対応をします。

申し訳ありませんが、利用期間の延長はできませんので、ご了承ください。

返金は、残金からサービス分を差し引いた金額を返金します。

利用料金返還申請書に記入の上、回数券等と引き換えに返金します。

下記の期間外での返金はいたしかねますので、ご了承ください。

返金対象：有効期限が令和2年3月3日～令和4年3月31日の回数券

返金対応期間： ～令和5年3月31日

令和4年2月1日

鶴見スポーツセンター 所長